

# Q&A

資格	Q	「中学生」とは、中学校の卒業式の日までが資格なのか。
	A	15歳誕生日後の最初の3月31日まで資格があります。
資格	Q	ひとり親医療費資格のある小中学生はどうなるのか。
	A	「ひとり親」資格がある期間は、「ひとり親」が優先です。「ひとり親」資格を喪失した場合は、「子ども医療」の資格に変更しますので、市から手続きの案内をします。
資格	Q	小中学生が学校での活動中にケガをして受診し、窓口で保護者が子ども医療受給者証を提示した場合はどうすべきか。
	A	学校での活動中のケガについては、スポーツ振興センターの給付が優先されるため、証は使用せず、窓口で保護者に3割(一部負担金)を支払ってもらってください。スポーツ振興センターの給付が決定すると、後日保護者に給付されます。スポーツ振興センターの給付対象とならなかった場合は、保護者は市に領収書を持参して申請すると、後日払い戻しが受けられます。ひとり親・重心も同様です。
支払	Q	支払いについて、どう説明したらよいか。
	A	休日・夜間輪番医療機関及び全保険薬局に対して、配布する入口や窓口に掲示してもらおう「ラミネート掲示板(小中学生の保護者の方へ)」を、ご活用いただき、市役所が決めていることだと説明をお願いします。
支払	Q	「小中学生の医療費払い戻しについて」は、医療機関窓口で必ず領収書と一緒に渡さないといけないのか。
	A	渡すことが難しい場合は、窓口に置くだけなど、ご協力いただける範囲で結構です。
支払	Q	休日や夜間当番の時に、他市の子どもが来た場合、一部負担金をもらうのか。
	A	今治市の子どもと同様に支払をしてもらい、領収書をお渡してください。
支払	Q	休日や夜間当番の日に、保護者が無料と思い現金を持参しておらず、支払は後日としたが何ヶ月も支払に来ない場合、未払いの一部負担金を市から医療機関に支給してもらうことはできるか。
	A	条例で休日・夜間診療にかかる助成は保護者に支払うことによって行うと明記しており、市は領収書を持参した保護者にしか支給できませんので、ご理解ください。
給付方法	Q	「休日に受診し、平日に処方箋を持参した場合」また「平日に受診し、休日に処方箋を持参した場合」はどちらになるのか。
	A	「処方箋」に従う扱いとします。つまり、処方箋に公費番号が記載されていれば現物給付とし、公費番号が記載されていなければ支払をしてもらってください。
給付方法	Q	休日や夜間に入院した場合は、「償還払」「現物給付」どちらになるか。
	A	入院は、入院日・時間に関わらず「現物給付」となります。
給付方法	Q	医療機関が独自で日曜日や祝日に開院する日(広報「救急病院など当直表」に記載されていない)は、「償還払」「現物給付」どちらになるか。
	A	「現物給付」となります。

※今後、このQ&A冊子に追加があれば、保険年金課のホームページに掲載いたします。